

令和3年4月28日

保護者の皆様へ

都城西高等学校長

### 教職員と児童生徒とのメール・SNS等によるやりとりの禁止について

晩春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、教職員が児童生徒と私的メールをすることは、これまでも禁止しておりましたが、今般、4月16日付けで「教職員が児童生徒とのメール・SNS等でやりとりをすることを原則として禁止する教育委員会通知」を踏まえ、本校におきましても、教職員が児童生徒とのメール・SNS等でやりとりをすることを原則として禁止することといたします。

つきましては、下記のとおり対応しますことを御連絡申し上げますとともに、趣旨を御理解の上、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 現代の高度に情報化したネット社会の中にあっては、学校における連絡手段としてのメール・SNS等の利便性や効用を否定することはできないものの、公私の混同につながる危険性があることから、たとえ校務や業務のためであっても、各校で公式に許可された学習支援システム以外において、教職員が児童生徒とメール・SNS等でやりとりすることを原則として禁止することとします。
- 2 1の原則を踏まえた上で、校務や業務にかかわって、他に連絡手段がない等、やむをえない場合に限り、メール・SNS等での連絡を許可することとし、教職員が事前にメールアドレス等を把握する児童生徒の対象範囲と使用目的を校長に届け出ることとします。  
なお、やむをえない場合とは、担任や部活動顧問が全員に一斉に連絡する必要がある場合や緊急に連絡を取る必要がある場合など、ごく限られたものとなります。
- 3 教職員は、児童生徒からメール・SNS等で相談があった場合は、自分だけの判断で対応するのではなく、管理職等に報告した上で、組織的な対応につなげることにします。
- 4 児童生徒からも、私的な内容を含め、安易に送信することがないよう指導を徹底します。